

## 仕 様 書 (案)

## 1 件名

園部支局電話交換設備等更新作業

## 2 履行場所

園部支局

京都府南丹市園部町小山東町平成台1号17

## 3 作業の概要

本作業は、園部支局に設置されている電話交換機及び電話機を更新するものである。

## 4 履行期限

令和7年11月28日(金)まで

## 5 作業内容

- (1) 更新する電話交換機及び電話機を、既存の機器と同じ場所に設置し、通話試験及び動作試験を行う。
- (2) 外線番号、内線番号及び短縮ダイヤル等の設定については、契約締結後、発注者の指示を受け、設定する。
- (3) 既存電話交換機及び同電話機の撤去並びに廃棄作業は、受注者において実施する。
- (4) 更新作業後、受注者は現地担当職員に対し、本作業によって設置する多機能電話機等の操作説明を行うものとする。

## 6 納入機器数量

納入する機器数量は以下のとおりとする。

項 目	数 量	備 考
デジタル電話交換機	1 式	
交換機用非常用バッテリー	1 式	停電対応3時間以上
多機能電話機 (24ボタン以上)	6 台	
停電時対応多機能電話機 (24ボタン以上)	1 台	

## 7 機器仕様

機器仕様については、下記仕様と同等以上の仕様とすること。

また、本仕様書に明記されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設

備工事編)」最新版によるものとする。

(1) 電話交換機

ア 必要回線容量等

項目		実装	備考
局線	アナログ回線	8回線	更新時：2回線
	デジタル回線	4回線	更新時：1回線
内線	多機能内線	8回線	更新時：7回線
	一般内線	16回線	更新時：11回線
その他	停電バッテリー容量		3時間以上

イ 制御方式：蓄積プログラム制御方式

ウ 通話路方式：時分割PCM方式

エ 中央処理装置：64ビット以上マイクロプロセッサ

オ 局線応答方式：分散応答方式、ストレートラインDI方式、ダイヤルイン方式、ダイレクトインライン方式

カ バックアップメモリ機能を有すること。

キ トラフィック：1内線当たりの発着信呼量は6.0HCS以上

ク 多機能電話機の機能ボタン操作により、外線着信先を切り替える機能を有すること。

ケ 外形寸法 400mm (W) ×250mm (D) ×700mm (H) 以下

(2) デジタル多機能電話機

ア 局線、内線収容ボタン及び機能ボタンを24個以上有した多機能電話機であること。

イ 盤面ディスプレイ上に時刻表示、漢字表示ができること。

ウ 発着信履歴を電話機毎に表示できること。

(3) 停電時対応多機能電話機 (INSネット64局線用)

ア 局線、内線収容ボタン及び機能ボタンを24個以上有した多機能電話機であること。

イ 盤面ディスプレイ上に時刻表示、漢字表示ができること。

ウ 発着信履歴を電話機毎に表示できること。

エ 停電時にINSネット64局線の直通切替機能があること。

(4) 一般電話機

既設流用とする。

8 作業仕様

(1) 一般事項

ア 作業の着手、実施及び完成に当たり、関係官公署その他の通信事業者への届出が必要な場合は遅滞なく行う。届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員（発注者において指名する京都地方法務局職員。以下同じ。）に報告する。

イ 作業の着手に先立ち、現地調査を行い、当該作業に係る更新対象の機材を十分把握した上で適切な施工管理体制を確立し、施工計画書を作成するとともに、これを監督職員に提出し、承諾を得ること。

- ウ 納入機器及び作業工程表など作業の実施に必要な図書は、速やかに提出し承諾を受ける。
- エ 本作業の作業時間は、原則として閉庁日（土日、祝日）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、平日作業を行う場合には、あらかじめ監督職員に確認を行い、許可を得ること。
- オ 作業の実施に当たっては、作業箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来たさないような作業方法等を定めること。
- カ 作業用水及び作業電力は、既存の施設を無償で使用することができる。
- キ 作業用車両の駐車は、原則として指定された場所とし、一般外来者の通行及び駐車に支障のないように留意する。
- ク 現場内は常に清掃し、整理整頓に努めること。
- ケ 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
- コ 電話交換機及び電話機の設置接続・試験調整など、電話設備に必要とされる工事全般を行い、設置日の翌閉庁日には、業務に支障がない状態で工事を終えること。
- サ 操作説明及び取扱いについての説明を現場職員に対して行うこと。  
また、事前に簡易マニュアルを作成し、配置場所の付近に設置できるものとする。
- シ 機器更新後の翌業務日は、正常な運用が確認できるまで立会いを行うこと。
- ス 本件作業に伴い撤去した機器等は、法令等に従い受注者が責任を持って構外搬出の上処理すること。
- セ 仕様書に明記なき事項については、監督職員と協議の上、実施する。
- (2) 設置等作業
- ア 電話交換機の設置場所は既存の交換機と同じ場所とし、床置き設置とする。また、電源も既設電源を利用できるものとする。
- イ 電話機の設置場所は、既存の電話機と同じ場所とする。
- ウ 電話配線については、原則として、既設配線を流用できるものとするが、仕様上必要な場合、または劣化による品質の保証ができない場合には、新規配線工事及び整備を行うこと。
- エ 新規敷設した配線は、配線保護材等（モール、ダクト）で保護し、新規敷設したケーブル等は、電話端子を成端し、内線移設、保守管理が容易にできるものとする。
- (3) 特記事項
- ア 本件作業に伴い疑義が生じた場合は、京都地方法務局と協議すること。
- イ 本件作業の完了検査後、1年以内に、設計・作業・機器の不良によると認める故障・不具合が発生した場合には、受注者は、速やかに無償による修理等を行うこと。
- ウ 作業前、作業完了後に以下の書類を提出すること。
- 作業前
- (7) 施工計画書（工程表含む。）
- (イ) 納入機器仕様書

作業後

- (7) 作業完了届
- (イ) 作業写真（作業前、作業中及び作業後）
- (ウ) 完成図書（2部）
- (エ) 取扱説明書
- (オ) 保証書